
高知県家庭の養護推進計画

高知県

平成 27 年 3 月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の進行管理	1
4 計画の基本理念	1
第2章 高知県における社会的養護の現状と課題	2
1 社会的養護の現状	2
(1) 児童人口の推移と将来推計	2
(2) 児童相談所の相談業務の状況	2
(3) 社会的養護の状況	4
(4) 市町村における相談支援体制	9
(5) 子どもの権利擁護	10
2 社会的養護の課題	11
(1) 社会的養護における家庭的養護	11
(2) 専門的ケア	11
(3) 自立支援	11
(4) 家庭支援及び地域支援	11
第3章 社会的養護の将来像（15年後の姿）	12
1 社会的養護の需要量と供給量	12
(1) 需要量と供給量を見込むにあたっての考え方	12
(2) 社会的養護の需要量と供給量（計画の目標）	13
2 計画の基本的な考え方	14
(1) 家庭養護の推進	14
(2) 専門的ケアの充実	14
(3) 自立支援の充実	14
(4) 家庭支援及び地域支援の充実	14
(5) 子どもの権利擁護の推進	15
第4章 社会的養護の推進のための取組（今後5年間の取組）	16
1 家庭養護の推進	16
(1) 里親等における家庭養護の推進を図るための取組	16
(2) 児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るための取組	16
2 専門的ケアの充実	17
3 自立支援の充実	17
4 家庭支援及び地域支援の充実	18
5 子どもの権利擁護の推進	18

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会的養護の充実については、厚生労働省が設置した児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられました。その中で社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとの基本的方向が示されました。あわせて“施設が9割、里親が1割”である現状に対し、今後十数年の間に、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにしていくという目標が掲げられました。

これを踏まえ、平成24年11月には厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、社会的養護専門委員会が取りまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が示され、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた目標の実現に向け、児童養護施設等における家庭的養護推進計画の策定と、それを踏まえた、平成27年度を始期とする各都道府県の推進計画を策定するよう要請がなされました。

本推進計画では、児童養護施設等が策定した家庭的養護推進計画を踏まえつつ、本県の社会的養護の現状と課題を整理し、本県における社会的養護の推進に向けて15年後の将来像と今後5年間の取組を定めます。

2 計画期間

平成27年度から平成41年度までの15年間とします。

計画期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分します。

3 計画の進行管理

計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画に基づく取組の実施状況や社会的養護を取り巻く環境の変化等に応じ、概ね5年ごとに見直しを行います。

4 計画の基本理念

子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長することができる環境づくりをすすめるため、本県の社会的養護体制を充実することを目指します。

第2章 高知県における社会的養護の現状と課題

1 社会的養護の現状

(1) 児童人口の推移と将来推計

国勢調査の結果によると、本県の児童人口（0歳～18歳未満人口）は減少傾向にあります。『日本の都道府県別将来推計人口』をもとに本県で推計したところ、本県の児童人口は今後さらに減少していくと見込まれます。

○児童人口の推移

平成12年	平成17年	平成22年
141,032人	126,715人	115,352人

*出典：『国勢調査』における0歳～18歳未満の県人口より

○児童人口の将来推計（高知県推計）

平成27年	平成31年	平成36年	平成41年
105,075人	96,240人	85,594人	76,417人

*算出方法：「日本の都道府県別将来推計人口」（平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所推計）における0～19歳以下の推計人口をもとに平成22年国勢調査における19歳以下人口（127,884人）に占める18、19歳人口（12,532人）のおよその割合（0.1）を乗じて得た数を控除して算出。

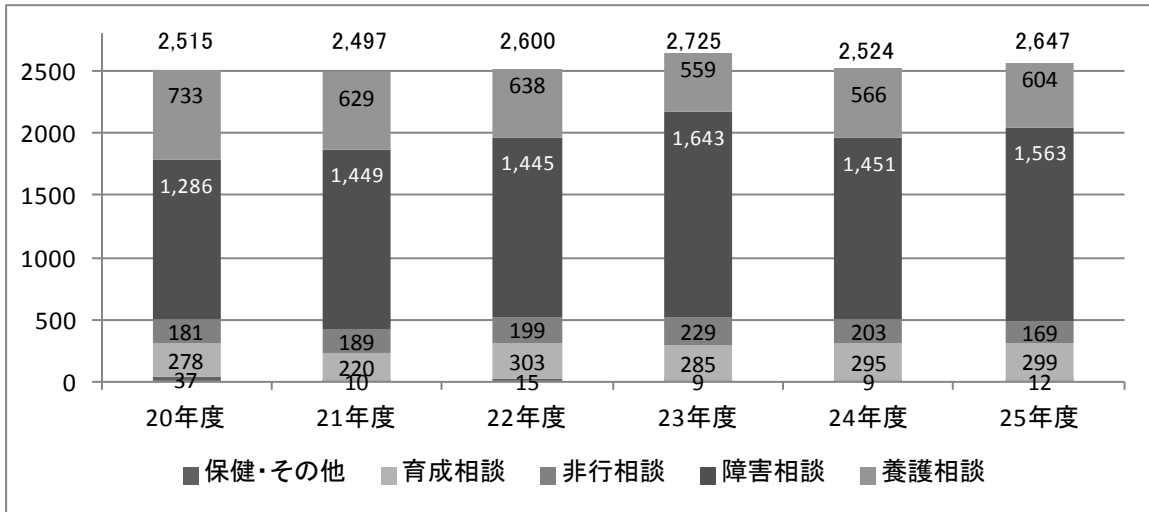
(2) 児童相談所の相談業務の状況

本県には中央児童相談所（高知市）及び幡多児童相談所（四万十市）が設置されています。なお、中央児童相談所管内の障害相談は療育福祉センターが所掌しています。

本県の児童相談所における相談件数については、平成20年度以降の推移を見ると、平成23年度（2,725件）をピークに翌年は減少しましたが、平成25年度は再び増加し2,647件でした。相談種別構成を全国と比較すると、障害相談、非行相談の割合が高く、養護相談、育成相談、保健・その他の相談の割合がやや低い傾向にあります。（障害相談の多くは、知的障害相談で特別児童扶養手当や療育手帳の判定が主となっています。）

児童養護施設及び乳児院（以下「児童養護施設等」という。）の年次別新規入所者数について、平成20年度以降の推移を見ると、両施設共に年度によって増減はあるものの、平成20年度と平成25年度を比較すると減少傾向となっています。

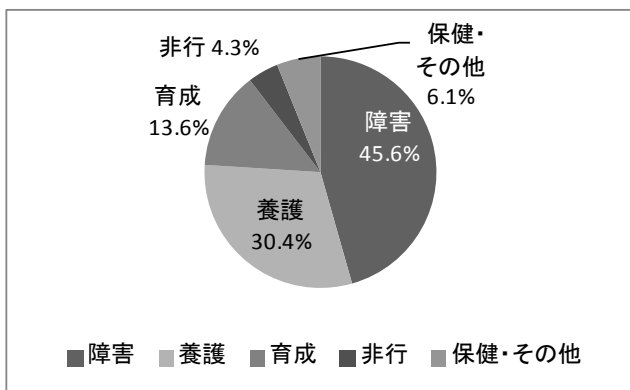
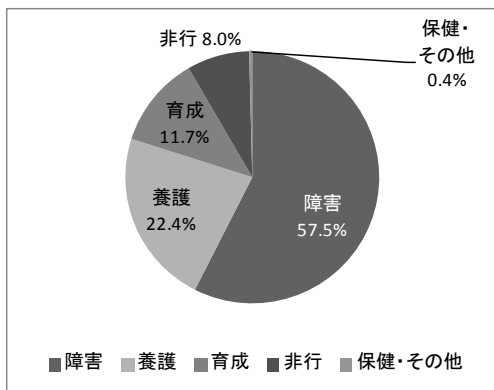
○児童相談所における年次別、相談種別件数の推移



○相談種別構成比の全国との比較

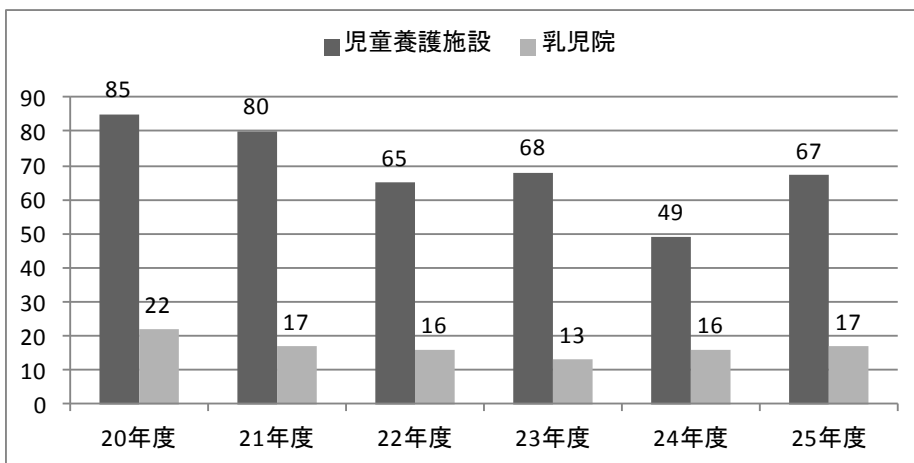
高知県（平成 24 年度）

全国（平成 24 年度）



* 出典：厚生労働省『福祉行政報告例』

○児童養護施設等における年次別新規入所者数の推移



* 出典：『福祉行政報告例』

(3) 社会的養護の状況

① 児童福祉施設の設置状況

児童福祉法に基づく児童福祉施設のうち、児童を入所させて支援する施設又は児童に関する家庭等からの相談に応じる機関は下表のとおりです。

本県においては各種の児童福祉施設が設置されており、これらの施設では県外の社会的養護を必要とする子どもを受け入れることもあります。

本県は、児童養護施設の定員数が多いことが特徴であり、社会福祉施設等調査（平成24年10月1日現在）によれば、人口10万人あたりの児童養護施設の定員数は全国1位（431人）となっています。

○県内の児童福祉施設（平成26年4月1日現在）

施設種別	箇所数	定員(人)
乳児院	1	35
児童養護施設	8	426
情緒障害児短期治療施設	1	30
児童自立支援施設	1	40
母子生活支援施設	2	39
児童家庭支援センター	3	

【県内の児童福祉施設】

平成26年4月1日現在



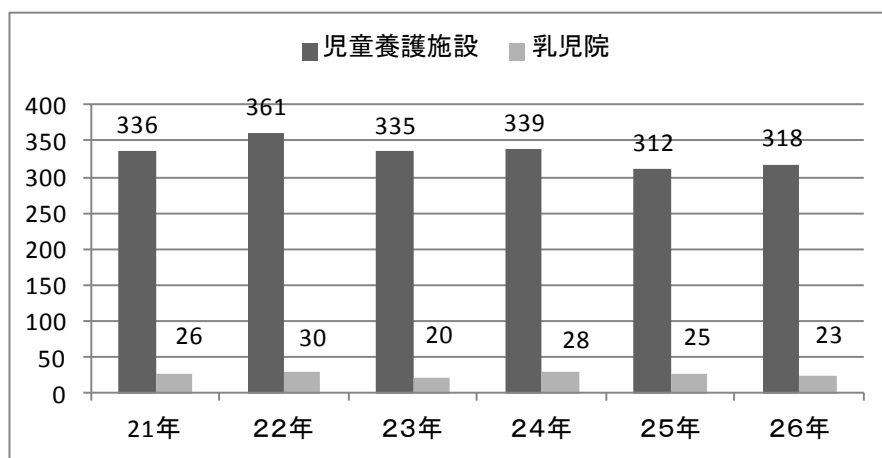
② 施設入所児童数の推移

児童人口の減少と共に、児童養護施設等の入所児童数も減少傾向となっています。

また、平成 24 年度に実施した「児童養護施設入所児童等調査」によれば、平成 25 年 2 月 1 日時点の児童養護施設等入所児童のうち、被虐待経験のある児童の割合は全体の 5 割弱、心身に何らかの障害のある子どもは全体の 3 割弱となっています。

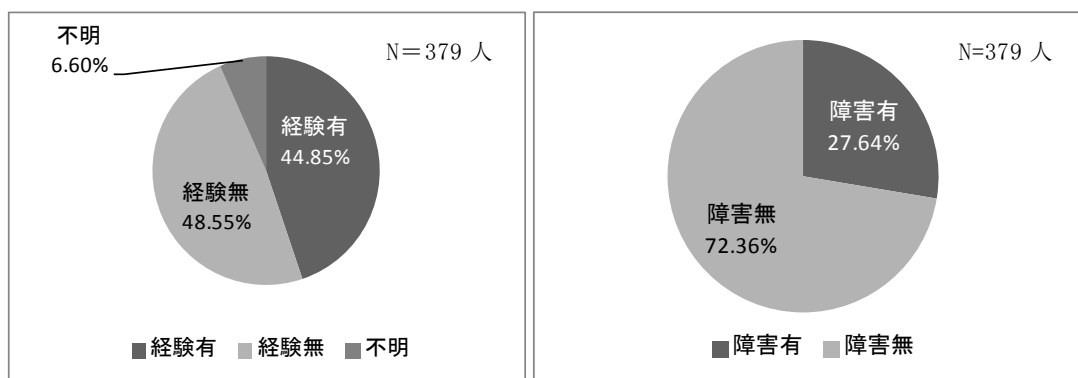
同調査によれば、平成 25 年 2 月 1 日時点の児童養護施設在籍年数は、1 年未満が 13.1%、1 年以上 5 年未満が 45.1%、5 年以上 10 年未満が 25.1%、10 年以上が 16.6%の割合となっています。

○児童養護施設等入所児童の推移（各年度 4 月 1 日時点の入所者数）



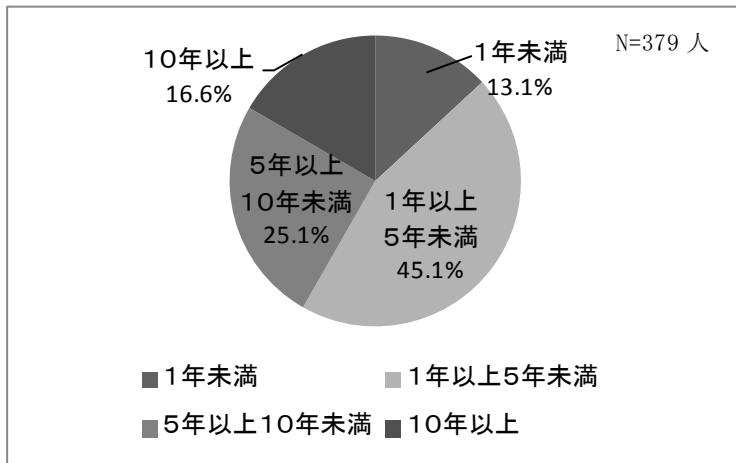
* 出典『児童福祉施設在籍者数報告書』より

○児童養護施設等入所児童の被虐待経験又は何らかの障害のある児童の割合
(平成 25 年 2 月 1 日時点)



* 出典『平成 24 年度児童養護施設入所児童等調査』より

○児童養護施設における入所児童の在籍年数の割合（平成25年2月1日時点）



* 出典『平成24年度児童養護施設入所児童等調査』より

③ 里親の登録状況等

児童福祉法に基づき認定された里親の登録状況は下表のとおりです。なお、里親等の養育者の住居で6人以内の児童を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は県内3か所で行われています。

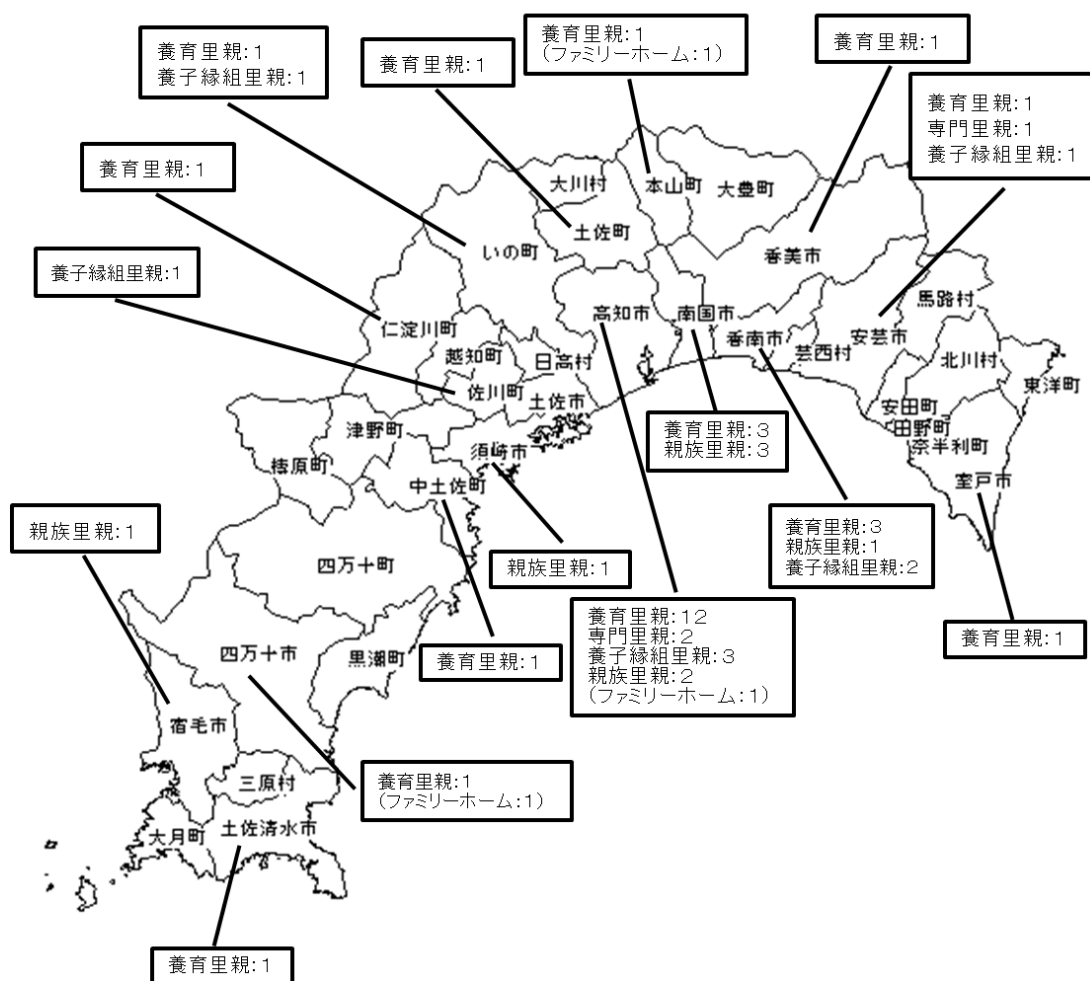
○里親の登録状況（各年度末時点・高知県調べ）

（単位：組）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月
登録里親数 (①=②+③+④+⑤)	26	29	35	33	38	37
養育里親 (②)	23	25	27	26	28	28
専門里親	1	1	1	1	3	3
うち養育里親	1	1	1	1	3	3
専門のみ (③)	0	0	0	0	0	0
養子縁組希望里親	9	10	11	9	8	8
うち養育里親	6	6	7	6	6	6
養子縁組のみ (④)	3	4	4	3	2	2
親族里親 (⑤)	0	0	4	4	8	7

* 登録里親数=養育里親+専門里親のみ+養子縁組希望里親のみ+親族里親

【県内の里親の登録状況（ファミリーホームの配置状況）】 平成26年4月1日現在



④ 里親等委託児童数等の推移

里親等委託児童数及び里親委託率の推移は、次表のとおりです。

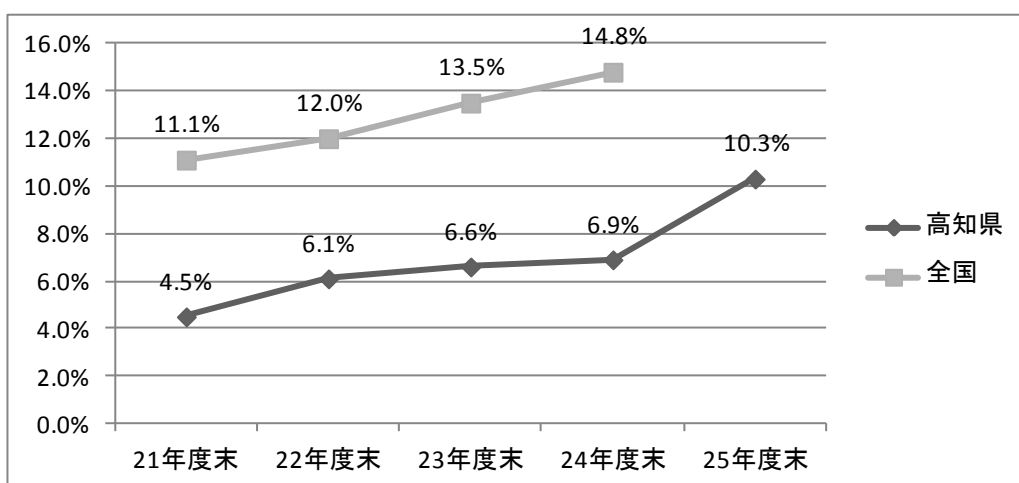
全国の里親委託率は年々上昇していますが（平成24年度末:14.8%）、高知県の里親委託率は低く（平成25年度末:10.1%）、全国下位の状況が続いています。

○里親委託児童数の推移（各年度末時点・高知県調べ）

（単位：人）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月
委託児童数	20	26	26	28	40	39
養育里親	19	19	13	14	18	18
養子縁組希望里親	1	2	0	0	0	0
親族里親	0	0	4	4	11	10
ファミリーホーム	0	5	9	10	11	11

○高知県と全国の里親委託率の推移



里親委託率＝ 里親・F.H.委託児童数÷（乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・F.H委託児）

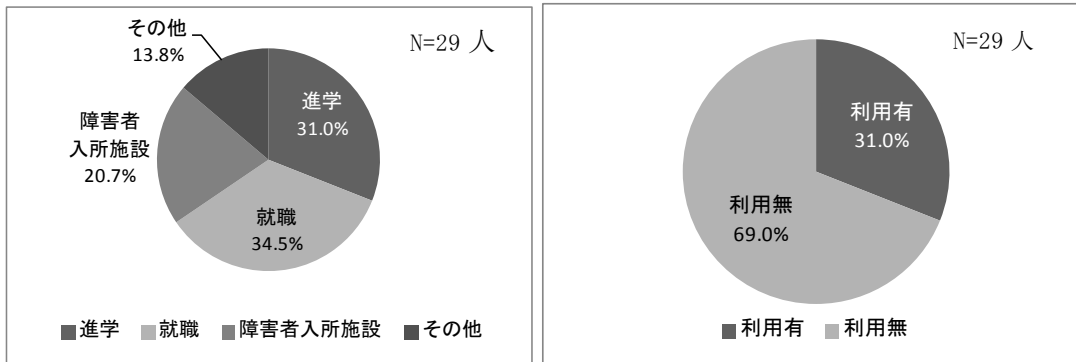
（※F.H.：ファミリーホーム）

⑤ 児童養護施設入所児童の高校卒業後の進路状況

児童養護施設入所児童の高校卒業後（平成26年3月卒業）の進路状況をみると、進学・就職共に高校を卒業する児童数全体の3割程度となっています。次いで障害者支援施設への入所が2割程度となっています。その他の内訳は障害者総合支援法に基づく作業所への通所や、職場実習等となっています。

また、これらのうち、経済的不安定さ等を理由に措置延長制度を利用した児童は、高校を卒業する児童数全体の3割となっています。

○児童養護施設入所児童の高校卒業後の進路状況と措置延長制度の利用状況

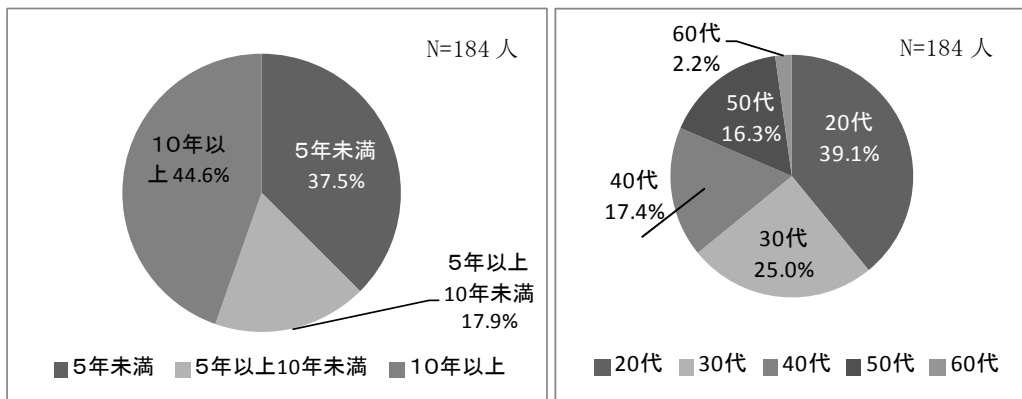


⑥ 児童養護施設等の児童指導員等（保育士含む）の配置状況

児童養護施設等の児童指導員等（保育士含む）の勤続年数は、10年以上が44.6%と最も多く、次いで5年未満が37.5%、5年以上10年未満が17.9%となっています。10年以上の経験があるベテラン職員と経験年数5年未満の若手職員の層が厚い中で、経験年数5年以上10年未満の中堅職員の層がやや薄くなっています。

児童指導員等の年齢構成割合は、20代が39.1%と最も多く、次いで30代が25.0%となっており、今後の施設運営を支える若い世代が全体の約6割を占めています。

○児童養護施設等の児童指導員等（保育士含む）勤続年数と年齢構成割合
(平成26年4月1日時点)



(4) 市町村における相談支援体制

平成20年度までに県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、市町村と保育所、学校、警察及び医療機関等との間で子どもを守る地域ネットワークができています。このネットワークにより、地域での虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決にむけ、関係機関が連携して対応しています。

○本県の要保護児童・要支援児童数 (単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度
要保護児童	1,073	1,115
要支援児童	475	494

(注) 平成 25 年度は 7 月末、平成 26 年度は 5 月末時点

(5) 子どもの権利擁護

県では次の 3 つの取組を実施しています。

① 被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定

平成 21 年度の児童福祉法の改正により、施設入所児童や里親委託児童に関する虐待通告制度が創設され、県では被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう、被措置児童等虐待対応ガイドラインを策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

○被措置児童等虐待の認定件数 (単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認定件数	2	0	2

② 子どもの権利ノートの活用（施設入所児童への配布・活用）

本県では、平成 22 年 3 月に、児童相談所と高知県児童養護施設協議会が連携して、子どもの権利ノートを作成しました。施設に措置される小学生以上の児童全員に、この「自らが守られる権利や守るべき義務」や権利が侵害された場合の意思表示の仕方などについて説明したうえで、このノートを配布しています。

また、担当児童福祉司が年に 1 回、児童と面談し権利の侵害の有無を確認すると共に、このノートの利用をすすめています。

③ 児童養護施設等の第三者評価制度の受審

児童養護施設等に対して、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

○第三者評価制度の受審状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (予定)
受審施設数	3	4	5

2 社会的養護の課題

(1) 社会的養護における家庭的養護

本県では最も家庭に近い形態で養護を行うことができる里親への委託の割合が低く、児童養護施設等による養護が多くなっています。

また、施設による養護の形態の多くが中舎制であることから、施設本体での小規模グループケアは14グループ、本体施設と離れた場所で養護を行う地域小規模児童養護施設は3グループ、本体施設の近くで養護を行う分園型小規模グループケアも5グループとまだ少ないため、子どもにとっては、家庭的な生活経験が少なく、家庭のイメージの獲得や地域社会との関わりが薄くなりがちです。

(2) 専門的ケア

虐待を受けて心に傷を負った子どもや、発達障害や知的障害など何らかの心身に障害のある子どもの入所が増えています。社会的養護を必要とする子どもは、入所前の生活状況（養育状況）により、愛着形成上の課題や心の傷を抱えていることが多いため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が求められています。

(3) 自立支援

子どもが自らの意志に基づいて進路を選択したり、社会人として自立するために必要な力を獲得したりするための支援体制が十分とは言えません。

(4) 家庭支援及び地域支援

早期の家庭復帰を目指した親子関係の再構築への支援や、家庭復帰後の虐待の再発防止への支援が必要です。また、地域の子育て家庭や市町村等への支援を行う児童家庭支援センターの体制が十分とは言えません。

第3章 社会的養護の将来像（15年後の姿）

1 社会的養護の需要量と供給量

（1）需要量と供給量を見込むにあたっての考え方

① 社会的養護を必要とする児童数の見込み（社会的養護の需要量）

社会的養護を必要とする子どもの数については、本県の児童人口と措置児童数の将来推計をもとに算出しています。（別紙1参照）

○児童人口の将来推計（高知県推計） 【再掲】

（単位：人）

	平成 27 年	平成 31 年	平成 36 年	平成 41 年
児童人口	105,075	96,240	85,594	76,417

○措置児童数の将来推計（高知県推計）

（単位：人）

	平成 27 年	平成 31 年	平成 36 年	平成 41 年
措置児童数	460	422	375	334

※算出方法：児童人口に占める過去8年間（H18～25）の措置入所児童数の発生した割合を算出し、当該割合を県が推計した将来推計児童人口に乗じて得た数を将来の措置児童数として算出。

② 児童養護施設等で養護可能な児童数の見込み（施設養護の供給量）

施設養護の供給量を見込むにあたっては、平成26年5月末に各施設が策定した「家庭的養護推進計画」の小規模化・地域分散化に向けた取組や将来の定員数等を参考に算出しています。

③ 里親等で養護可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）

家庭養護の供給量については、里親等への委託児童数を現在（平成26年度6月末時点28人）の2倍以上にすることを目標として算出しています。

(2) 社会的養護の需要量と供給量（計画の目標）

社会的養護のもとで育つ子どもたちが、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で育つことができるよう、里親・ファミリーホームによる家庭養護や施設による家庭的養護を推進する必要があります。

第2章の社会的養護の課題を踏まえ、本県の目指すべき社会的養護の需要量と供給量を次のとおりとします。

○社会的養護の需要量と供給量（計画の目標）

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	平成 41 年度
社会的養護を必要とする児童数の見込み(需要量) (①=②+③+④)	499 人	422 人	375 人	334 人
家庭養護 里親・ファミリーホーム(②)	38 人	42 人	52 人	64 人
構成割合(②/①×100)	7.6%	9.9%	13.9%	19.1%
施設養護の計(③+④)	461 人	380 人	323 人	270 人
本体施設(③)	414 人	310 人	251 人	198 人
構成割合(③/①×100)	83.0%	73.5%	66.9%	59.3%
グループホーム(④)^{※1}	47 人	70 人	72 人	72 人
構成割合(④/①×100)	9.4%	16.6%	19.2%	21.6%

社会的養護の需要に対する供給量 (a=⑥+⑦)	499 人	465 人	411 人	364 人
家庭養護の供給量(⑥)	38 人	42 人	52 人	64 人
施設養護の供給量(⑦)^{※2}	461 人	423 人	359 人	300 人

平成 25 年度の需給量については、施設養護の定員と家庭養護の措置児童数の合計としています。(H26.3.1 現在)

※1 地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア

※2 施設養護の供給量(⑦)は、本体施設(③)とグループホーム(④)を合わせた施設養護の需要量(③+④)に対し、家庭養護の取組の進捗動向なども考慮し、一定の余裕をもたせた設定としています。

2 計画の基本的な考え方

次のような基本的な考え方のもとで取組を推進します。

- ・ 児童相談所、里親、児童養護施設等といった社会的養護の体制を担う関係機関が、同じ課題意識を共有し、それぞれの機関の特性と機能を相互に理解したうえで、しっかりとした連携体制を構築し、家庭的養護推進のための取組を進めます。
- ・ 社会的養護のもとで育つ子どもたちを含む全ての子どもたちが、健やかに成長することのできる地域を目指して、学校、市町村及び社会的養護を担う施設などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となって取組を進めます。
- ・ 社会的養護の将来像の実現に向け、前期では、主に里親やファミリーホームによる「家庭養護の推進」、中期では、主に児童養護施設等による「家庭的養護（小規模化・地域分散化）の推進」、後期では、主に地域社会が一体となって子どもを育てることのできる「家庭支援及び地域支援の充実」といった段階ごとに、重点的に取組を進めます。

（1）家庭養護の推進

社会的養護のもとで育つ子どもたちが健やかに成長するためには、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促すことが必要です。できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで養育される環境づくりに取り組みます。

（2）専門的ケアの充実

社会的養護のもとで育つ子どもたちが、他者に対する基本的信頼関係を獲得し、安定した人間関係の形成や心の傷を癒して回復することができるよう、社会的養護を担う者の知識や技術を向上させることにより、様々な課題のある子どもたちに対する専門的なケアを充実します。

（3）自立支援の充実

社会的養護のもとで育つ子どもたちが、自分らしく生きる力や他者を尊重して共生する力、生活スキル及び社会的スキルといった一人の人間として生きていくための基本的な力を獲得し、自立した社会人へと成長できるよう自立支援を充実します。

（4）家庭支援及び地域支援の充実

施設、学校及び市町村などが地域の様々な力をあわせ、子どもや保護者を支援していくため、施設を地域における社会的養護の拠点とし、行政と社会的養護を担う機関等による家庭支援や地域支援を充実します。

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもたちの心が健やかに成長するためには、子どもたちが一人一人の人間としてきちんと尊重され、のびのびと育つ権利が守られることが何よりも重要であり、このことは、社会的養護のもとで育つ子どもたちにとっても同様です。施設職員や学校、地域、行政など周りの大人が一体となって、社会的養護のもとで育つ子どもたちをしっかりと守っていくための取組を実施します。

第4章 社会的養護の推進のための取組（今後5年間の取組）

第3章に記載した基本的な考え方のもと、今後5年間において次の取組を実施します。

なお、これらの取組は、子ども・子育て支援法に基づく「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」において、県が行う「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策」の中の「社会的養護体制の充実」項目として位置付けられています。

1 家庭養護の推進

（1）里親等における家庭養護の推進を図るための取組

① 里親支援体制の整備

- 従来 of 里親支援の取組に加えて、児童相談所と里親支援機関（里親支援専門相談員を配置した児童養護施設等）等の関係機関との連携強化を図り、里親を支援するための体制を整備します。

② 登録里親の新規開拓

- 里親制度説明会（相談会）や里親体験事業の実施を通じた里親制度の啓発による登録里親の新規開拓を行い、特に家庭養護の中心となる養育里親の増加を図ります。あわせて、ファミリーホームの設置を支援します。

③ 里親会の活動の活性化

- 社会的養護の担い手として、里親会による自己学習会や先進的な県外の里親会の視察研修等の取組を支援することを通じて、養育の質の向上を図ります。

目 標	平成 27 年度	平成 31 年度
里親支援機関の設置箇所数	3	5

（2）児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るための取組

① 小規模化・地域分散化の推進

- 施設の実情に応じて、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの設置を促進します。

② 小規模化・地域分散化推進のための人材育成

- 家庭的養護の推進にむけた基盤作りとして、施設が行う職員による養育の質の向上のための研修の実施等の取組を支援します。
- 小規模化・地域分散化を進めるにあたっては、子どもの直接ケアにあたる職

員のグループごとに、支援方針の調整やグループをまとめる「チーム責任者」等といったものがが必要です。そのため、各施設の児童指導員や保育士のうち特にこれらの役割が求められる勤続年数5年以上10年未満の中堅職員の育成を支援します。

目 標	平成 27 年度	平成 31 年度
小規模グループケアのグループ数	14	18
グループホーム※数	8	9
チーム責任者数	22	27

※グループホーム：地域小規模児童養護施設（2施設・3グループ）・
分園型小規模グループケア（5グループ）

2 専門的ケアの充実

- 一人一人の子どもの特性に応じた質の高い専門的なケアが提供できるよう施設による研修の充実や基幹的職員の配置の促進を図るとともに、児童相談所による里親や施設職員を対象とした研修を継続的に実施します。
- 児童養護施設等に入所する障害のある子どもへの支援にあたっては、中央児童相談所と療育福祉センターによる連携したサポートケアはもちろん、施設入所中の子どもが思春期になった時の混乱等に対し、中央児童相談所が一時保護を行い心理的なケアを行うなど、児童養護施設等による専門的ケアを支援します。

3 自立支援の充実

- 児童養護施設等による施設入所児童等社会復帰促進事業の実施や、児童家庭支援センターによる退所児童アフターケア事業の積極的な活用を通じて、子どもの自立支援の取組を充実させます。
- 社会的養護を必要とする子どもが自らの将来の展望を持つことができるよう里親や児童養護施設等が行う子どもの自立につなげるための学習支援や、職場体験等の就職支援の取組を支援します。
- 義務教育を終了した20歳未満の児童であって、支援が必要な者に対し、共同生活を営み生活指導や就業の支援等を行う「児童自立生活援助事業」（以下、自立援助ホームという）の実施を推進します。
- 経済的理由等により生活が不安定な子どもに対し、必要に応じて18歳以降も、20歳になるまでの措置延長ができる制度を積極的に活用します。

目 標	平成 27 年度	平成 31 年度
児童家庭支援センターの設置箇所数	3	5
退所児童等アフターケア事業実施箇所数	2	3
児童自立生活援助事業実施箇所数	1	2

4 家庭支援及び地域支援の充実

- 児童家庭支援センターの新規設置を促進するとともに、各児童家庭支援センターによる市町村の要保護児童対策地域協議会への参加等を通じて、地域における家庭支援の充実を図ります。
- 市町村における子ども・子育て支援事業の推進を支援し、虐待の発生予防や深刻化の予防のための家庭支援の充実を図ります。
- 児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員や児童家庭支援センターによる早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援や家庭復帰後の虐待防止のための取組を通じて、家庭支援の充実を図ります。

目 標	平成 27 年度	平成 31 年度
児童家庭支援センターの設置箇所数【再掲】	3	5

5 子どもの権利擁護の推進

- 万一、被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。
- 全ての入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。
- 全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。